別表第三

特定改造等自動車審査試験項目	特定改造等自動車審査試験別費用額
一　車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する規則（以下「協定規則」という。）第百五十五号の規則７．２．２．１．に係る審査	二十一万八千円
二　協定規則第百五十五号の規則７．２．２．２．（ａ）に係る審査	二十一万八千円
三　協定規則第百五十五号の規則７．２．２．２．（ｂ）に係る審査	五十万円
四　協定規則第百五十五号の規則７．２．２．２．（ｃ）に係る審査	五十万円
五　協定規則第百五十五号の規則７．２．２．２．（ｄ）に係る審査	五十万円
六　協定規則第百五十五号の規則７．２．２．２．（ｅ）に係る審査	二十五万円
七　協定規則第百五十五号の規則７．２．２．２．（ｆ）に係る審査	十八万七千円
八　協定規則第百五十五号の規則７．２．２．２．（ｇ）に係る審査	十八万七千円
九　協定規則第百五十五号の規則７．２．２．２．（ｈ）に係る審査	十八万七千円
十　協定規則第百五十五号の規則７．２．２．３．に係る審査	十五万六千円
十一　協定規則第百五十五号の規則７．２．２．４．に係る審査	十五万六千円
十二　協定規則第百五十五号の規則７．２．２．５．に係る審査	三十一万二千円

（新設）

別表第四

特定改造等自動車審査試験項目	特定改造等自動車審査試験別費用額
一　協定規則第百五十六号の規則７．１．１．１．に係る審査	十五万七千円
二　協定規則第百五十六号の規則７．１．１．２．に係る審査	十八万七千円
三　協定規則第百五十六号の規則７．１．１．３．に係る審査	二十八万千円
四　協定規則第百五十六号の規則７．１．１．４．に係る審査	二十八万千円
五　協定規則第百五十六号の規則７．１．１．５．に係る審査	二十五万円

（新設）